

令和6年第9回守山市農業委員会総会議事録

第 9 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 6 年 9 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開會
- (2) 議事錄署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 38 号～議第 42 号

議第 38 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定
による農用地利用集積計画の決定をすること
について

議第 39 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 40 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第41号 農地法第5条第1項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

議第 42 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による現況農地でない旨の証明申請に対し、証明をすることについて

報告第 37 号～報告第 42 号

報告第 37 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 39 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 40 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 41 号 農地変更届出について

報告第 42 号 諸証明書 of 交付状況について

2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	6 深尾 円	7 大島 常弘
8 村瀬 伸一郎	9 岡本 良一	10 高橋 謙二

11	服部	重信	12	辰市	祐洋	14	大崎	恭義
15	九重	智子	16	千代	博	17	今井	誠二
18	西出	登志和	19	寺田	安喜雄	20	西村	明弘
21	宇野	正	22	中島	耕治	23	西村	正秋
24	西村	潔	25	山本	麻紀代	26	秋山	新治

3 欠席委員

5 番 木村 喜代子

13 番 西 直幸

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	武田	雅義
局 員	参事	寺田	篤司
局 員	指導員	井上	俊明
書 記	事務員	上野	晴美
農政課	課長	福嶋	信宏
農政課	事務員	古家	妙子

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 24 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 6 年第 9 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 6 年第 9 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 2 件、報告案件 6 件の合計 11 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

4 番 國枝 敏孝 委員

6 番 深尾 円 委員

を指名いたします。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

それでは、議題に入ります。議第 38 号を議題といたし

ます。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 38 号 農業経営基盤強化促進法
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をす
ることについて （旧基盤法第 18 条）
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 38 号につきまして提案
理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第 9 条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進
法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただ
くものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容
を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 38 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第39号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第39号 農地法第3条第1項の規定

による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第39号の提案理由をご説明申し上げます。議案書2ページ、位置図1ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、23件でございます。

1番の案件です。（位置図P2）

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番 991平方メートルの田です。

譲渡人は、東京都稲城市〇〇 〇丁目〇番地の〇 〇〇〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、8.4アール、通作距離は0.5キロ

メートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 151 平方メートルの畑です。

譲渡人は、東京都〇〇〇区〇〇〇 〇丁目〇番〇ー〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、0 アール、通作距離は自宅の隣りで0 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 P 4)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 72 平方メートルの田、同じく〇〇〇番 99 平方メートルの田、同じく〇〇〇番 185 平方メートルの田で、3 筆合計 356 平方メートルです。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受

人の現在の経営面積は、64.7 アール、通作距離は自宅の隣りで0キロメートルです。

4 番の案件です。(位置図 P 5)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 15 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、株式会社 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、388.7 アール、通作距離は 0.8 キロメートルです。

続いて、5 番から 22 番についての事由は、〇〇町の工業団地の敷地として農地を提供される所有者が農業の経営基盤を維持するため売買により代替地を取得されようとするものです。件数が多いため、土地の所在、権利者名等を順に読みあげます。なお契約内容は全て売買です。

5 番の案件です。(位置図 P 6)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 938 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、141.2 ア
ール、通作距離は 0.6 キロメートルです。

6 番の案件です。(位置図 P 7)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,012
平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、141.2 ア
ール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

7 番の案件です。(位置図 P 8)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,167
平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、64.7 ア
ール、通作距離は 0.4 キロメートルです。

8 番の案件です。(位置図 P 9)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番地〇 1,016 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、64.7 アール、通作距離は 0.6 キロメートルです。

9 番の案件です。(位置図 P 10)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 940 平方メートルの田、同じく〇〇〇番〇 228 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、8.4 アール、通作距離は 5.7 キロメートルです。

10 番の案件です。(位置図 P 11)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 857 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番〇 26 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、90.4 アー
ル、通作距離は 0.9 キロメートルです。

11 番の案件です。(位置図 P 12)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 981 平方
メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さ
ん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇
〇〇さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、73.4
アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

12 番の案件です。(位置図 P 13)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 350 平方
メートルの田、同じく〇〇〇番〇 343 平方メートルの田
です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、73.4 アー
ル、通作距離は 0.1 キロメートルです。

13 番の案件です。(位置図 P 14)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇番〇 1,163 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、73.4 アール、通作距離は 0.2 キロメートルです。

14 番の案件です。(位置図 P 15)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 487 平方メートルの田、同じく〇〇〇番〇 233 平方メートルの田です。

譲渡人は、兵庫県川西市〇〇〇〇 〇丁目〇〇番地 〇 〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、387.7 アール、通作距離は 0.5 キロメートルです。

15 番の案件です。(位置図 P 16)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 894 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、387.7 ア
ール、通作距離は 1.0 キロメートルです。

16 番の案件です。(位置図 P 17)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 804 平
方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、387.7 ア
ール、通作距離は 1.0 キロメートルです。

17 番の案件です。(位置図 P 18)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,190 平
方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、京都市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇町〇〇番
地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面
積は、0 アール、通作距離は 36 キロメートルです。

18 番の案件です。(位置図 P 19)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇 1,069 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、京都市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、0 アール、通作距離は 36 キロメートルです。

19 番の案件です。(位置図 P 20)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 2,617 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、37.9 アール、通作距離は 0.6 キロメートルです。

20 番の案件です。(位置図 P 21)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 〇 1,001 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇

〇〇さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、33.6
アール、通作距離は 2.1 キロメートルです。

21 番の案件です。(位置図 P 22・P23)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,563
平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番 188 平方メートル
の田、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,754 平方メート
ルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、33.6 アー
ル、通作距離は 2.1 キロメートルです。

22 番の案件です。(位置図 P 24)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番地〇
1,037 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。譲受人の現在の経営面積は、1.9 アー
ル、通作距離は 0.6 キロメートルです。

23 番の案件です。(位置図 P 25)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 270 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇
〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、17.4 アール、通作距離は 5.7 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件については、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は農地所有適格法人であり、問題ありません。また、第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の貸借による他への貸付もなく、第 6 号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 39 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきますが、5番から22番は工業団地の敷地として提供される農地に対する代替地の取得になります。まず、その他の案件から現地確認の報告をいただきます。

では、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲渡人と譲受人はご兄弟で、譲渡人は東京に在住されており耕作できないため譲受人の方に売買されました。譲受人は引き継いで耕作されていかれるので、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

ご報告させていただきます。

譲渡人は東京に住まわれており、今までは譲受人が草刈りをされていました。

また、この畑に入るには譲受人の土地を通らなければ入

れない場所になっており、今回売買されることになりました。
田ということで配水も問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長

続いて、3番、4番を●● ●●委員に確認状況を報告
いただきます。

○●番 ●● ●●委員

3番について、譲受人が所有する農地は全て開発予定の
工業団地の敷地に該当することになり、農地が無くなる
ということで譲り受けられますので問題ないと思います。

4番について、6月の総会において、売買が成立してい
る案件で1件だけ筆が分かれており、申請が漏れていたた
め、今回その部分の申請となります。問題はないと考えま
す。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、23番を●● ●●委員に確認状況を報告いた
だきます。

○●番 ●● ●●委員

位置図は25ページです。位置図で黄色に示されている
部分は既に取得されている農地です。地目は田で、現況は

雑草という感じですが、今後、畑として作物を作っていくと聞いており、連担しているので問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、5番から22番については代替地の関係になります。まず、5番から18番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

工業団地の代替地で、○○町は5番から18番でございます。工業団地の開発により農地の面積が縮小もしくは農地がなくなった方もおられ、工業団地以外の周辺の農地を代替地として譲り受けられるため、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、19番から21番の案件ですが、●● ●●委員が欠席しております。●● ●●委員から事務局に対して報告はないため、問題ないと考えます。

それでは、22番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

位置図 22 ページ、23 ページです。

当該地は田として耕作されており、継続して耕作される
と思うので、問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

代替地の件で、確認させていただきたいことがございます。

譲渡人と譲受人の経営面積は売買契約が成立する前の
面積なのか、それとも売買契約が成立してからの面積か教
えてください。なぜなら、代替地の案件 17 番 18 番につい
て、譲受人の経営面積が 0 平方メートルとなっております
が、代替地ということは農地を持っているの代替地と考え
ますが、説明をお願いします。

○事務局

経営面積については、譲渡人、譲受人それぞれ許可前の
面積です。つまり申請時点での農地基本台帳の経営面積と
いうことです。

○●番 ●● ●●委員

経営面積が 0 平方メートルということは、代替地にならないと思われますが、いかがでしょうか。

○事務局

ご指摘の経営面積 0 平方メートルの方は貸し付けをされておりまして、そのため、経営面積は 0 平方メートルということになります。

○●番 ●● ●●委員

農地を所有はしているが、自作はしていないということですね。また、通作距離が 37 キロメートルもありますが、自作するには、通作距離が 37 キロメートルは遠いように思います。通作距離に制限はないのでしょうか。

○事務局

3 条の許可については、自作をしていただくことが条件となっており、貸し付け前提での許可はありません。この案件は自作されるという申請です。

また、通作距離について、制限はございません。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議長 （会議規則第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第39号は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（会議規則第10条発言） 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 （会議規則第7条議題の宣言）

それでは、次に、議第40号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第40号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第40号の提案理由をご説

明申し上げます。議案書 7 ページ、位置図は 26 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 2 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 27～P 28)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 315 平方メートルの畑、現況は宅地で、申請人は山梨県甲府市〇〇町〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。転用の事由は住宅敷地で、先代により宅地化がなされた無断転用是正案件となります。

立地基準の判断については、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えていることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 29～P 30)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 28 平方メートルの畑、 現況は宅地で、申請人は守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。転用の事由は農業用倉庫で、平成 10 年に建築された倉庫の一部が隣地の畑に越境していたことが判明したため、無断転用是正案件として申請されたものです。

立地基準の判断については、団地規模が 10 ヘクタール未満であり、住宅が連担した区域に近接しているため第 2 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 40 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1 番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

現場を見に行かせていただきました。無断転用ということで、すでに家の敷地になっており、排水もきちんとされていたので問題と思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、2 番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

この申請地は、住宅建設を計画されたときに無断転用が分かった案件です。今回、是正されるため問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

問題となるようなことはありませんでした。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「無し」の声有り

○議長 長 （会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 41 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 41 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は 8 ページ、位置図は 32 ページ

からとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件ございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 33-34)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 地目は畑で、502 平方メートルです。先ほどの議第 40 号の第 4 条の 2 番の隣接地となります。譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳、 譲受人は京都市〇〇区〇〇〇 〇〇町〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳、〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は分化住宅です。譲受人は譲渡人の孫夫婦にあたります。

なお、備考欄に記載のとおり、開発許可に該当します。立地基準の判断については、団地規模が 10 ヘクタール未満であり、住宅が連担した区域に近接しているため第 2 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相

当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 35-38)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,319 平方メートルの田で、譲渡人は守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

次に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,054 平方メートルの田、同じく〇〇〇番 1,137 平方メートルの田で、譲渡人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

次に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,002 平方メートルの田、同じく〇〇〇番〇 1,136 平方メートルの田で譲渡人は、守山市〇〇町〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

次に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,280 平方メートルの田で譲渡人は、守山市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

次に、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番 1,038 m²の田、同じく〇〇〇番 1,100 平方メートルの田で、譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

次に、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,217 平方メー

トルの田、同じく〇〇〇番〇 1,055 平方メートルの田で、
譲渡人は守山市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇
〇〇さん 〇〇歳。

次に、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,130 平方メー
トルの田、同じく〇〇〇番〇 1,173 平方メートルの田で、
譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。

次に、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番 998 平方メー
トルの田で譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さ
ん 〇〇歳。

次に、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,302 平方メー
トルの田、同じく〇〇〇番 862 平方メートルの田で譲渡
人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

次に、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,317 平方メー
トルの田で、譲渡人は守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳。

以上、16 筆合計 18,120 平方メートルで、譲受人は大津
市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇さんです。譲渡人が、土地を取得
した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。
転用の事由は工場です。現在、大津市〇〇で操業している

大津工場が老朽化しているため、これに代わる新工場の建設を計画されています。

なお、備考欄に記載のとおり当該地はレインボーロード沿道第2地区地区計画区域内であり、開発許可に該当します。また 3,000 m²を超える農地転用案件であるため、滋賀県農業会議の常設審議委員会の諮問を受けることになっています。

立地基準の判断については、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の生産性の低い農地であり、第2種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 39-40)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 地目は田で、792 平方メートルです。譲渡人〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は駐車場です。備考欄に記載のとおり開発事業同意に該当す

る案件です。

立地基準の判断については、団地規模が 10 ヘクタール未満であり、住宅が連担した区域に近接しているため第 2 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 41 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、●● ●●委員にお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

この畑は四方向とも宅地となっているため、特に問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、2 番の案件は〇〇町を担当する●● ●●委員が欠席のため、●● ●●委員に全体を通して、確認状況の報告をお願いします。

○●●番 ●●● ●●●委員

位置図 35 ページです。

当該地については地区計画内の工場の開発で、すべて連担している土地のため、問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3 番の案件を●●● ●●●委員にお願いします。

○●●番 ●●● ●●●委員

位置図 39 ページです。申請地の隣地は既に埋め立てられ駐車場として利用されています。今回は拡張駐車場と解釈してください。隣接する農地については、水利等の影響は特にありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●●● ●●●委員、●●● ●●●委員）。

○当番委員（●●● ●●●委員）

今、担当委員から説明されたとおり、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1 番の事由の分化（ぶんか）住宅とありますが、分家（ぶんけ）住宅ではありませんか。

○事務局

分化住宅は都市計画法上の言葉で一般的には使われない言葉です。その地域に 10 年以上住まわれている方が住宅建築の開発許可を受けられた場合の表現方法で分化住宅といいます。

○議長

●● ●●委員よろしいでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

はい、わかりました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2 番の案件の質問です。レインボーロードの地区計画での申請だと思います。位置図 35 ページの北西側の転用申請地とレインボーロードとの間に農地が残るように思いますが、この農地は転用されないのでしょうか。

○事務局

位置図（35 ページ）は、田の標記になっておりますが、
現況は企業所有の雑種地であり駐車場として使われています。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

3 番の案件ですが、1 年前に駐車場として許可を受け今回拡張する申請ですが、工事が完成して今まで一部を使用しているだけで、拡張する必要があるのでしょうか。

○事務局

申請人に確認したところ、今回の申請地も含めて駐車場として計画されていきました。しかし、譲渡人との交渉が進まなかったため、1 年前に現在許可を受けている土地を転用したということです。今回、増設することで計画通り駐車場として利用していくと聞いています。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第42号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議42号 農地法第2条第1項の規定による現況農地でない旨の証明申請に対し、証明をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第42号につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案書の11ページ、位置図は52ページをご覧ください。

農地法第2条第1項の規程による 現況農地でない旨の証明申請に対し、本委員会の決定を求めるものでございます。

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 145平方メートル、同じく〇〇〇番 102平方メートル、 同じく〇〇〇番 218平方メートル、 同じく〇〇〇番 204平方メートル、同じく〇〇〇番 247平方メートル、 同じく〇〇〇番 145平方メートル、同じく〇〇〇番 69平方メートル、 同じく〇〇〇番 79平方メートル、 同じく〇〇〇番 135平方メートル、以上合計9筆 1,344平方メートルで登記地目はいずれも畑、現況は山林です。

申請人は、守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。約30年前には、すでに竹林となっていたということです。

非農地証明の基準等の一つに、「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地となっているもので、容易に農地への復元も

困難であり、農地として利用される可能性のないものとされており、現況は自然林等である。」ということがあり、そして、平成 15 年の航空写真で、すでに竹林あったことを確認しております。

これらのことにより、非農地証明を発行しようとするものでございます。

以上、議第 42 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員の●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

報告いたします。位置図は 52 ページです。

北側に墓地があり、北東は畑になっています。元々畑だったところですが、数十年手を付けていないため、竹や木が数メートルの高さになっており、畑として利用することができない状態です。そのため、登記の地目を畑から山林に変更されると聞いています。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 37 号から第 42 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 37 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 39 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

10 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 40 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

61 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 41 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 42 号 諸証明書の交付状況について

1 件の交付です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

報告第 40 号 19 番の貸人はこれまで農地を貸されていなかった。

先ほど、議第 39 号 17 番 18 番で 3 条の許可を受けられ

ましたが、3条許可の条件である本人が耕作をするという事で間違いがないか確認させていただきたい。

○事務局

自作されるということで間違いありません。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

質問など、他にありませんか。

===== 「無し」の声有り =====

○議長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後3時00分)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。

令和6年9月23日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記に署名する。

4番 國枝 敏孝 委員

6番 深尾 円 委員